

デイサービス このゆびと一まれ向い
指定通常規模型通所介護（指定介護予防通所事業）
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）
事業運営規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人デイサービスこのゆびと一まれが設置運営する指定通常規模型通所介護（指定介護予防通所事業）、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（基本方針）

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

第3条（運営の方針）

1. 本事業所において提供する指定通常規模型通所介護（指定介護予防通所事業）、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画（介護予防通所介護・通所型サービス計画）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
3. 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
5. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
6. 居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画書）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通常規模型通所介護（指定介護予防通所事業）、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を提供する。

第4条（事業所の名称）

本事業所の名称は次のとおりとする。

デイサービスこのゆびと一まれ向い（以下、「事業所」という）

第5条（事業所の所在地）

本事業所の所在地は次のとおりとする。

富山県富山市富岡町365番地

第6条（職員の員数及び職務内容）

本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2. 生活相談員 2名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが

提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

3. 看護職員 2名以上 (機能訓練指導員と兼務)

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置をおこなう。

4. 介護職員 4名以上

介護職員は指定通常規模型通所介護(指定介護予防通所事業)、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

5. 機能訓練指導員(2名以上)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。

第7条(営業及び営業時間)

本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日 年中無休とする。(但し、1月1、2、3日は除く)
2. 営業時間 午前8時00分から午後6時00分までとする。
3. サービス提供時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。
4. 延長サービス可能提供時間 提供前 午前8時～午前9時
提供後 午後5時30分～午後6時30分

第8条(利用定員)

1日に指定通常規模型通所介護(指定介護予防通所事業)、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)及び障害者自立支援法、児童福祉法に定める障害福祉サービスを提供する定員は20名とする。

第9条(介護の内容)

指定通常規模型通所介護(指定介護予防通所事業)、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の内容は次のとおりとする。

1. 日常生活上の援助

日常生活作能力に応じて、必要な介助を行う。

- ア. 排泄の介助
- イ. 移動の介助
- ウ. 必要な身体の介護
- エ. 養護(休養)

2. 健康状態の確認

3. 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用の活性化を図るための各種サービス(アクティビティ・サービス)を提供する。

- ア. 日常生活動作に関する訓練
- イ. レクリエーション(アクティビティ・サービス)
- ウ. グループワーク
- エ. 行事的活動

- オ. 体操
- カ. 趣味活動
- 4. 送迎サービス
 - 障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。
- 5. 入浴サービス
 - 居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ・ 入浴形態
 - ア. 一般浴槽による入浴
 - ・ 介助の種類
 - ア. 衣類着脱
 - イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ. その他必要な介助
- 6. 食事サービス
 - ア. 準備、後始末の介助
 - イ. 食事摂取の介助
 - ウ. その他必要な食事の介助
 - (エ. 調理)
- 7. 相談、助言等に関すること
 - 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
 - ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
 - イ. 福祉用具の利用法の相談、助言
 - ウ. その他の必要な相談、助言

第 10 条 (計画の作成等)

1. 指定通常規模型通所介護（指定介護予防通所事業）、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画（介護予防通所介護・通所型サービス計画）を作成する。
また、すでに居宅サービス計画（介護予防サービス計画・支援計画書）が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画（介護予防通所介護・通所型サービス計画）を作成する。
2. 通所介護計画（介護予防通所介護・通所型サービス計画）の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
3. 利用者に対し、通所介護計画（介護予防通所介護・通所型サービス計画）に基づいて各種サービスを提供するとともに継続的なサービスの管理、評価を行う。

第 11 条 (利用料)

1. 本事業所が提供する指定通常規模型通所介護（指定介護予防通所事業）、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた支払いを受けるものとする。
但し、次に掲げる次項については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 食費 昼食代 650円（おやつ代含む）
- (2) おむつ代 実費

- (3) 身の回り品の費用（バスタオル・タオル等） 190円
 - (4) 前各号に掲げるものの他、指定通常規模型通所介護（指定介護予防通所事業）、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の中で提供されるサービスのうち日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用
2. 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
 3. 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込又は郵便為替により、指定期日までに受ける。

第12条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

富山市・舟橋村・立山町・上市町・滑川市・射水市

第13条（サービス利用にあたっての留意事項）

サービスにあたっての留意事項は、別に定める通りとする。

（重要事項説明書及び契約書の通りとする。）

第14条（サービスの提供記録の記載）

1. 指定通常規模型通所介護（指定介護予防通所事業）、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を提供した際にはその提供日及び内容、当該指定通常規模型通所介護（指定介護予防通所事業）、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。
2. 事業所は、指定通常規模型通所介護（指定介護予防通所事業）、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に関する記録は、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

第15条（緊急時等に設ける対応方法）

指定通常規模型通所介護（指定介護予防通所事業）、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

第16条（非常災害対策）

1. 指定通常規模型通所介護（指定介護予防通所事業）、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の提供に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。
2. 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。
3. 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

第17条（事故発生時の対応）

1. 指定通常規模型通所介護（指定介護予防通所事業）、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員、区市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2. 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

第 18 条 (衛生管理)

1. 指定通常規模型通所介護（指定介護予防通所事業）、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
2. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第 19 条 (虐待防止に関する事項)

1. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するため担当者の設置。
2. 事業者はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）における虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 20 条 (身体拘束等の原則禁止)

1. 事業所は指定通常規模型通所介護（指定介護予防通所事業）、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
2. 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

第 21 条 (ハラスメント対策の強化に関する事項)

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確等の必要な措置を講じるものとする。

第 22 条 (苦情処理等)

提供した指定通常規模型通所介護（指定介護予防通所事業）、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

第 23 条 (秘密保持及び個人情報の保護)

1. 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
2. 従業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
3. 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。退職後も同様である。

第 24 条 (損害賠償)

利用者に対する指定地域密着型通所介護（指定介護予防通所事業）、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第 25 条 (業務継続計画の策定等)

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通常規模型通所介護（指定介護予防通所事業）、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

第 26 条 (その他運営についての留意事項)

1. 事業所は、すべての通常規模型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - (1) 初任研修 採用後 1 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回以上 虐待防止に関する研修 権利擁護に関する研修
認知症ケアに関する研修 介護予防に関する研修 等
 - (3) 管理者研修 年 1 回以上
2. 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときには、これを提示する。
3. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
4. 事業所は、適切な指定通常規模型通所介護（指定介護予防通所事業）、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
5. この規程を定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 21 年 4 月 16 日から施行する。
1. この規程は、平成 23 年 12 月 26 日から施行する。
1. この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規定は、平成 26 年 12 月 17 日から施行する。
1. この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規定は、平成 29 年 4 月 16 日から施行する。
1. この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規定は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。
1. この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規定は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
1. この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。